

1 谷口雅史議員



- 1 岩内町霊苑について
- 2 文化センター西側遊休地の整備等について

1 岩内町霊苑について

岩内町議会公明党を代表して一般質問をいたします。

まず最初に、岩内町霊苑について。

岩内町霊苑は、平成7年開設から22年の歳月がたとうとしています。

火葬炉の整備は定期的になされているところですが、建物の窓、外壁、ロビーなど傷みの多さが目立ちます。

さらに、トイレ・給湯室の整備、駐車場の区画線の整備も必要かと思えます。

公共の建物は定期的なメンテナンスが長寿命化につながると言えます。

また、待合室についても使用料が1室1万円と、多くの町民の皆さんより1室2時間半弱利用で1万円は、高額と不評の意見が多くあります。

私自身、葬儀の進行をお手伝いさせていただく機会の時、遺族の方の中には葬儀代の余裕がなく、待合室の使用料が捻出する事ができなくて、疲労困憊のからだをロビーの椅子でしのぐこともあります。

借りることができない方々は、低所得の方、生活保護の方など様々な方がいます。

多くの方々が、以前は町税を納めていた方々と思えます。

参列される親戚の方々は戸惑う時もあります。

また、町外からこられた方々は岩内町霊苑の案内標識が少ないことから、不親切との声もあります。

ゴミ焼却施設整備と併せて看板標識等の整備が可能と思えます。

そこでお伺いいたします。

1. 岩内町霊苑の改修計画はありますか。
2. 耐震診断は終わりましたか。
3. 過去5年間の火葬回数と待合室利用数、また、火葬のみの使用回数は。
4. 待合室の使用料について減額や無料化の予定はありますか。
5. 岩内町霊苑への案内板の整備計画はありますか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、岩内町霊苑の改修計画についてであります。

岩内町霊苑は、大型火葬炉 2 基を備えた鉄筋コンクリート造の施設として、平成 7 年に整備したもので、今年で建築後 22 年目を迎えております。

これまで、火葬炉設備については、構成部品等の特殊性から、耐用年数と毎年実施する設備点検の結果をもとに必要な補修を行ってきておりますが、建物については、小規模営繕等の補修のほか、平成 23 年度に外壁等の一部の改修工事を行ったものの、全体的な改修・補修には至っておりません。

しかしながら、現状としましては、建物外観の傷みが次第に目立ってきており、屋根の防水、外壁の再塗装などの外部のほか、トイレ、ホールなど内部を含めた補修が必要となっている時期であると認識しております。

したがって、施設の長寿命化を図り、今後も火葬業務を支障なく行うため、建物の大規模改修の時期について、改修の範囲など具体的な検証を行いながら、町の財政事情も勘案した上で、早期に改修できるよう取り進めて参りたいと考えております。

2 項めは、耐震診断は終わりましたか、についてであります。

岩内町霊苑は、新耐震設計基準が導入された昭和 56 年 6 月以降に建築された建物で、一定の耐震性能が確保されており、法の規制対象とはなっていないことから、耐震診断は実施しておりません。

3 項めは、過去 5 年間の火葬回数と待合室利用数、また、火葬のみの使用回数についてであります。平成 24 年度は、火葬回数が 230 件、待合室利用が 191 件、火葬のみの 39 件、平成 25 年度は、火葬回数が 217 件、待合室利用が 183 件、火葬のみの 34 件、平成 26 年度は、火葬回数が 225 件、待合室利用が 187 件、火葬のみの 38 件、平成 27 年度は、火葬回数が 237 件、待合室利用が 200 件、火葬のみの 37 件、平成 28 年度は、火葬回数が 243 件、待合室利用が 205 件、火葬のみの 38 件となっております。

4 項めは、待合室の使用料について減額や無料化の予定はありますか、についてであります。

霊苑使用料については、利用する方と利用しない方との均衡を考慮した受益者負担の原則の考え方を基に設定したものであります。

また、過去 5 年間の霊苑使用料の平均収入は約 210 万円となっておりますが、平成 28 年度決算で霊苑に要した費用は約 1,140 万円となっており、うち消耗品、光熱水費、燃料費、汲み取り手数料だけでも約 220 万円となっていることから、利用者負担は、霊苑の円滑な運営のために欠かせないものと考えているところであります。

したがって、町としては、現時点においては、霊苑使用料を減額若しくは無料にするという考えには至っておらず、利用者の方々に一定程度の費用を負担していただいた上で、より適切な管理運営に努めて参りたいと考えております。

5 項めは、岩内町霊苑への案内板の整備計画についてであります。

岩内町霊苑への案内板については、現在、農免農道が分岐する 2 か所に、施設名と施設までの距離を示した標示板を設置しております。

現在、岩内地方衛生組合が整備を進めているごみ焼却施設は、岩内町霊苑とは市街地からの経路が重なるところがありますが、町としては、本ごみ焼却施設の整備に合わせて看板標識等を設置する予定はなく、また、仮に、岩内地方衛生組

合と共同して看板案内等を設置することとした場合には、看板設置の箇所、個数、費用負担の考え方の協議が必要になるものと考えております。

いずれにいたしましても、新たな案内板の設置については、岩内町霊苑の大規模改修が必要となっている中で、施設の内外ともに、住民に少しでも快適かつ有効に利用していただける施設とするため、財政的な事情も勘案しながら、設置の必要性や岩内地方衛生組合との共同設置を含めた設置方法等について、検討を進めてまいります。

< 再 質 問 >

待合室の減額や無料化についての質問です。

先ほど答弁の中でも、受益者負担という観点からのお話もいただきましたが、亡くなる方は高齢の方が多いと思います。

町内の高齢者になる方々は、町のために、立場が違えども町のために尽力された方々だと思えます。

町外の方は別としても、地元の町民の方々のためにも、住んでよかったなと思える町づくりの観点からも、再度答弁をお願いいたします。

【答 弁】

町 長：

岩内町霊苑の待合室使用料の減額や無料化についてであります。

岩内町霊苑に係る使用料につきましては、火葬炉使用料と待合室使用料がありますが、このうち、町民の方々の利用に際しては、火葬炉使用料を無料にしているところであり、一定の配慮をしているところであります。

その上で、待合室の使用料については受益者負担の原則に基づき、現時点においては、減額もしくは無料にするという考えには至っておらず、利用者の方々に一定程度の費用を負担していただいた上で、より適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

2 文化センター西側遊休地の整備等について

今年は、文化センター外壁改修工事の関係で西側遊休地を中心とした怒涛まつりになりました。

好天にも恵まれ町内外から多くの人が集い、大成功で終えることができ、祭りイベントに携わった皆さん大変ご苦労様でした。

祭り会場で気が付いたのは、足元の悪さでした。

乾燥して土埃が上がり、不ぞろいの碎石でサンダル履きの方は傷だらけ、土だらけそして捻挫など、衛生上あまりよろしく無いと、思ったのは私だけでなかったようでした。

普段は臨時駐車場、冬期間は除雪堆積場としており、イベント利用回数は少ない場所ではありますが、町民の皆さんの憩いの場所としての整備をする必要があると考えます。

町外の多くの皆さんを集客したいとの思いは、私だけではないと思います。

そこでお伺いします。

1. イベントが開催された用地は、町有地ですか。
2. 排水設備など整備する必要があると思いますが、予定はありますか。
3. 舗装、簡易舗装など用地整備の予定はありますか。
4. 今後も用地を利用しますか。

【答 弁】

町 長：

1項めは、イベントが開催された用地は、町有地かについてであります。

怒涛まつりの会場となった当該用地については、旧国鉄関連用地で、所在が万代51番地11、地積が4,570.08平方メートルで、民間企業の所有地でありました。

しかしながら、町としては一団の面積を要しており、かつ、立地的にも重要な場所であることから、将来を見据えた中で、平成9年2月に土地開発基金を活用して先行取得し、現在財政担当が管理をしております。

2項めの、排水設備など整備する必要があると思うが、予定はあるのかと、3項めの舗装、簡易舗装など用地整備の予定はあるのかについては関連がありますので、あわせてお答えします。

当該用地については、土地開発基金の基金財産となっており、土地の利用目的が決まった際は、手続き上、公有財産への移し換えが必要となります。

しかしながら、現時点ではイベントでの利用や文化センター行事の臨時駐車など、短期間の利用となっており、土地利用の目的が決まっていない現状にあります。

また、用地の舗装などに関しては、冬期間において排雪した雪の堆積場所としても利用されており、重機などの大型車輛の出入りにより、簡易的な舗装などではすぐに路盤が損傷することに加え、今後、土地の利用目的が決まった際に、舗装が不要となることも考えられることから、現時点においては、当該用地を整備せず、今後の利用目的が明確となった際に、状況に応じて整備すべきものと考えております。

4項めは、今後も用地を利用するのかについてであります。

怒涛まつりについては、ここ数年、来場者の駐車場問題が課題となっているため、いわない怒涛まつり実行委員会では、新たな会場の候補地を検討してきたところであります。

しかしながら、まつりのメインである花火大会の観覧に最適な当該用地が従前どおりの会場となり、また、本年は文化センターの改修工事が行われていたため、ステージを当該用地内に変更したところ、一部のイベントのときに土埃が舞い、来場者へ迷惑をかけた結果となりました。

こうしたことから、実行委員会では、現時点において来年以降の開催にあたり、何らかの対策を講じた中で、再度同じ場所で開催したい旨の意向であると伺っております。

また、冬期間においては、イベントなどでの当該用地の利用計画が無い場合、町としては排雪作業の効率性を重視し、当該用地の今後の利用目的が決まるまでの間は、排雪した雪の堆積場所としても利用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、当該用地については土地の利用目的が決まっていな中ではありますが、イベントなどの利用に伴う来場者への配慮に関しては、状況に応じた対応も必要と考えております。